

SAGAバルーンチャレンジシリーズ 見学ツアー



競技風景見学



体験搭乗(係留飛行)



朝食風景

■期日：令和8年1月10日(土)・11日(日)

■代金：お一人 **6,500円**

※貸切タクシー料金、バルーン体験搭乗（係留飛行）代金、会場内での軽食代金、保険料を含みます。

<日程表>

No	月日曜	行程
1	1/10(土) ·	SAGA MADO==チャレンジシリーズ会場(軽食・バルーン体験搭乗(係留飛行))===== SAGA MADO 6:30発 7:00 9:30着
	1/11(日)	

※記号について == : ジャンボタクシー（貸切）

■募集人員：7名

■最少催行人員：5名

■申込日・締切日：12月22日から1月7日まで(先着順)

■利用予定タクシー会社：佐賀タクシー、中央タクシー等

■利用予定宿泊機関：なし

■食事：朝食（軽食）、昼食なし、夕食なし

■添乗員：出発地のSAGA MADOから到着地のSAGA MADOまで同行します。

旅行代金算出基準日：令和7年12月18日

旅行代金に含まれるもの	①宿泊代金：ホテル・②食事代金：朝食なし、昼1回、夕食なし③観光代金：日程表に記載された観光時のガイド代、入場料金④バス代金：空港ホテル間の送迎バス料金、観光バス料金⑤団体行動中の税金・チップ ※上記代金はお客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しいたしません。
旅行代金に含まれないもの	上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加に当たって通常必要となる費用を例示します。 ①個人的性格の費用：飲物代、クリーニング代、電話代など②傷害、疾病に関する医療費③任意の旅行傷害保険料

●旅行企画・実施

一般社団法人 佐賀市観光協会旅行課 SAGA MADO店

〒840-0801 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目4番17号 コムボックス佐賀駅前1階

佐賀県知事登録旅行業第2-74号 A N T A 正会員

TEL: 0952-37-7489 FAX: 0952-37-3664

営業日・営業時間：月～金 9:00～18:00 (土日祝日休み)

* 休業日と営業時間外の取消・変更のお申出には対応ができませんので、翌営業日の受付となります。

総合旅行業務取扱管理者：川崎 澄義

* 旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。

お申込みは
コチラ



一般社団法人 佐賀市観光協会旅行課 SAGAMADO店

別紙パンフレットに記載の旅行条件に同意します。また、旅行手配やお買い物の便宜等のために必要な範囲内での運送・宿泊機関、保険会社へ個人情報の提供について同意の上、以下の旅行に申し込みます。

年月日記入

ふりがな	性別	年齢	出発日	ご自宅番号	()	—	
名前 (代表者)	男・女		月日	携帯番号	()	—	
現住所(連絡先)	(〒)						
ふりがな	性別	年齢	出発日	ご自宅番号	()	—	
名前	男・女		月日	携帯番号	()	—	
現住所(連絡先)	(〒)						

ご旅行条件書

※詳しい旅行条件を説明した書面をお渡し
いたしますので、ご確認の上お申込み下さい

■お申込み

(1)申込書に必要事項を記入の上、ご郵送ください。同時に参加申込金を所定の口座にお振込みください。*申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。

(2)電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合キャンセル扱いとします。(キャンセルされる場合は、ご連絡お願いします。)

(3)身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申出ください。当社は可能な範囲内でご対応いたします。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

(4)15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。(但し一部のコースを除きます。)15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。

(5)本旅行は一般社団法人 佐賀市観光協会が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。

(6)通常契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

①当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けること(以下「通常契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

②通常契約の申込みに際し、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申出いただきます。

③通常契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときと成立します。

④通常契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または私肩債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申出のあった日となります。

■旅行代金・追加旅行代金

申込金・取消料・変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、①一部屋追加代金・②延泊による宿泊代などをいいます。

■確定日程表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することができます。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ連絡状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・代金の変更

(1)当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することができます。また、その変更に伴う旅行代金を変更することができます。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することができます。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。

(2)複数で申し込んだお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が一部屋となつたときは、契約を解除したお客様から取消料を支払うほか、一部屋を利用するお客様から一部屋追加代金を申し受けます。

■取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解約)

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)から8日目までの取消	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目から前々日までの取消	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日当日(旅行開始前)	旅行代金の 50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

①当社の責任とならないローン等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。

②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解約)

下記の場合は取消料はいただけません。(一部例外)

①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅行保証」の項1~8に定める事項をいいます。

②旅行代金が増額された場合。

③当社が確定日程表を記載の日までに交付しない場合。

④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解約

次の場合は当社は旅行契約を解約することができます。(一部例外)

①お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目(日帰り旅行は3日目)に当る日以前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

②旅行代金を旅館日までにお支払いいただけないとき

③申込条件の不適合

④病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に係する賠償額度は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)。また次のような場合は原則として責任を負いません、お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外來の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として10万円~20万円、通院見舞金として通院日数により1万円~5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一つ又は二つについての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅館保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の1%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合には、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備の料金を下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアーカード内に記載があつた事項の変更	2.5	5.0

■お客様の責任

お客様の違反又は過失により当社が損害を受けたときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利、義務その他企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者との旨を申し出なければなりません。

■お客様の支費

お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

■事故等の申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご連絡ください。)

■個人情報の取り扱いについて

イ. 当社およびご旅行をお申込いただいた受託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送、宿泊機関等の手配のために利用させていただきますが、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

また、旅行代理店のお買物等の便宜のため、お客様のお名前および搭乗される航空便等に係る個人情報電子的方法等で免税店等の事業者に提供いたします。

ロ. 当社は当社が保有するお客様の個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客様へのご連絡や当社グループ会員および販売店等の事業者に提供いたします。

仕事、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス

ハ. 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページhttp://www.sagabai.comからもご覧になれます。

当社はかかる場合も旅行の再実施はいたしません。

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。